

統 幕 参 第 9 2 号
保 警 救 第 4 6 号
保 警 環 第 3 2 号
令和4年8月31日
一部改正 令和6年3月26日
一部改正 令和7年3月24日

「海上における災害派遣に関する協定」に係る覚書

防 衛 省 統 合 幕 僚 監 部 参 事 官
田 中 登
海上保安庁警備救難部救難課長
室 田 英 樹
海上保安庁警備救難部環境防災課長
箕 作 幸 治

海上保安庁と防衛省は、「海上における災害派遣に関する協定」（昭和34年2月12日）（以下「協定」という。）第3条、第4条及び第8条を実施するため、当分の間次のように措置するものとする。

- 1 協定第3条に規定する派遣の要請については、別添1の災害派遣要請基準に基づき、海上保安庁のみの勢力では対応が困難な場合又は人命に危険が及ぶなど急迫した事態に対し、不足する勢力又は迅速な対応のための勢力について、事前に調整を行い、災害派遣を要請するものとする。

なお、初動時において情報が不足する場合や事態急変の蓋然性が高い場合など、上記災害派遣事案につながるものが想定される場合には、早期の段階で情報共有のうえ、躊躇なく即時に要請できるよう備えることとする。

- 2 協定第4条第2項に規定する要請のうち管区海上保安本部長が行う場合は、事案の内容に応じ、次のとおり行うものとする。

- (1) 海上災害の場合（（2）の場合を除く。） 事案発生位置を管轄する地方総監又は地区総監
- (2) 海上保安庁の航空機では対応不可能な急患搬送の場合 自衛隊の部隊等の長

- 3 協定第3条に規定する派遣の要請及び第8条に規定する情報の交換は、別添2の「連絡シート」によるものとする。

この覚書は、令和4年9月1日から施行し、必要により改正する。

災害派遣要請基準
原則として、次のような事案に対し、海上保安庁のみの勢力では対応が困難な場合又は人命に危険が及ぶなど急迫した事態に対し、不足する勢力や迅速な対応のための勢力について、事前に調整を行い、災害派遣を要請するものとする。 なお、初動時において情報が不足する場合や事態急変の蓋然性が高い場合など、上記災害派遣事案につながる事が予想される場合には、早期の段階で情報共有のうえ、躊躇なく即時に要請できるよう備えることとする。
1 大規模事案のため多数の勢力を必要とする事案 (例) (1) フェリー、旅客船、遊漁船及び旅客機の事故等多数の旅客等に危険が及ぶ事故 (2) 漁船の集団海難 (3) ボートセーリング、ヨット、磯釣り等の集団海難 (4) 有害、危険物質の運搬船又は貯蔵施設の火災爆発 (5) 船舶の座礁又は衝突事故等による大規模な海洋汚染
2 事態が急迫しているため、緊急な救助を必要とする事案 (例) (1) 遠距離の急患又は洋上救急事案で緊急な救助を必要とする場合 (2) 船舶の消息不明等において、現場の海流、潮流が速く、初動対応を迅速・綿密に実施し早期に発見しなければ、飛躍的に搜索海域が拡大し救助が困難となる場合 (3) 船舶の消息不明等において、遭難位置又は遭難日時が不明確なため、情報入手次第、早期に勢力を投入し広範囲な搜索を実施しなければ救助が困難となる場合 (4) 座礁船又は岩場孤立者等からの吊上げ救助で緊急を要する場合

連絡シート〔情報共有・派遣調整・災害派遣要請〕(新規・継続)(第 報)(/)
(船舶海難/人身海難用)

情報入手日時	令和	年	月	日 (午前・午後)	時	分	ころ	情報入手先 ()
情報共有開始日時			月	日	時	分		
派遣調整開始日時			月	日	時	分		
派遣要請日時			月	日	時	分		
派遣受理日時			月	日	時	分		

海保 (担当者: 連絡先:)

防衛 (担当者: 連絡先:)

1. 海難の種類船舶海難 (火災・衝突・乗揚げ・転覆・浸水・爆発・運航不能・その他 ())・人身海難
要請内容 (急患搬送 (医療従事者同乗の有無 (有・無))・海難救助・油等防除措置・その他 ())**2. 海難の状況**

海難日時 令和 年 月 日 (午前・午後) 時 分 ころ

海難位置 北緯 度 分 東経 度 分
灯台から 度、約 海里の海上

図面の添付 有 ・ 無

海難原因:

人命の異状の有無及びその状況: 遭難人数:

船体、機関その他の損傷程度:

その他共有すべき情報 (乗揚げのおそれ等):

3. 船舶情報

船種 (旅客船・貨物船・漁船・タンカー・その他 ())

船名: 船籍港 (国籍):

呼出符号: IMO 番号:

総トン数/排水量: トン 長さ: m

船長名: 船主:

乗船者数: 名 国籍:

出港地 (日時): 目的地:

積荷の種類・数量:

救命筏の装備の有無 (有・無)

外観特徴 (船橋、マスト、煙突等の型・色など):

複数隻の場合 別紙記載 (有・無)

4. 事故者/患者の特徴/容態等

事故者数 名 別紙記載 (有・無)

事故者/患者氏名 () 年齢 (歳) 性別 (男・女)

身長: c m 体重: kg 血液型: 型 国籍:

住所: 職業 ()

病名・容態等 (医師手配済みの場合は以下に記載もしくは別途連絡すること)

意識 (有・無) 呼吸数 (/分) 脈拍数 (/分) 血圧 (/ mmHg) 体温 (°C)

その他:

5. 気象・海象

天気： 風： の風 m/s
波浪：方向（ ） m うねり：方向（ ） m 潮流：方向（ ）
視程：良好/ k m 海水温度： 度

6. 海保対応予定勢力

船名・機体名	発動予定	発動時刻	到着予定	到着時刻	離脱時刻
	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ
	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ
	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ
	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ
	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ

※ 船隊を編成する場合は、指揮船となる船の「船名・機体名」欄に「指揮船」と記載すること

7. 海保以外対応可能予定勢力

所属機関	船名・機体名	発動予定	発動時刻	到着予定	到着時刻	離脱時刻
		月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ
		月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ
		月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ
		月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ
		月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ	月 日午前・午後 時 分ころ

※対応不可の場合の理由等（気象状況・別業務対応・基準外・その他（ ））

8. 今後の災害派遣要請の可能性の有無（あり・なし・不詳）

理由：

9. 災害派遣要請に関し必要な情報

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する理由（情報収集・捜索・救助・油等防除措置）
- (2) 派遣を希望する期間
令和 年 月 日（午前・午後） 時 分から（捜索・救助終了）まで
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
区域：
活動内容：
- (4) 救助活動の方針及び現在の状況
- (5) 現地指揮官の官職氏名
第 管区海上保安本部長（ ）

10. その他必要な事項